

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【公表番号】特表2008-531824(P2008-531824A)

【公表日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-032

【出願番号】特願2007-558188(P2007-558188)

【国際特許分類】

C 09 J 7/02 (2006.01)

C 09 J 163/00 (2006.01)

C 09 J 133/00 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/02 Z

C 09 J 163/00

C 09 J 133/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱硬化性感圧接着剤テープであって、

第1の厚さを有するとともに第1の熱硬化性感圧接着剤を含む第1の接着剤層であって、前記第1の接着剤が光重合性アクリル成分と熱硬化性エポキシ成分とブラック着色顔料とを含む第1の出発材料の光重合反応生成物であり、前記第1の接着剤が前記ブラック着色顔料なしに硬化した時に黒色ではなく、前記第1の接着剤が実質的に硬化した後に黒色を前記第1の接着剤にもたせるのに十分な量の前記ブラック着色顔料を前記第1の出発材料が含む第1の接着剤層と、

第2の厚さを有するとともに第2の熱硬化性感圧接着剤を含む第2の接着剤層であって、前記第2の接着剤が光重合性アクリル成分と熱硬化性エポキシ成分とを含む第2の出発材料の光重合反応生成物であり、前記第2の接着剤が十分なブラック着色顔料を含まずに硬化した時に前記第2の接着剤が黒色ではなく、前記第2の接着剤が実質的に硬化した後に黒色を前記第2の接着剤にもたせる量の前記ブラック着色顔料を前記第2の接着剤が含まない第2の接着剤層と、

を含み、

前記第1の出発材料が前記十分な量のブラック着色顔料を含んでいる状態であっても前記第1の出発材料の実質的な光重合を可能にするのに十分に薄い前記第1の出発材料の層から前記第1の接着剤層が製造され、前記第2の接着剤が硬化した後に黒色を前記第2の接着剤にもたせる十分な量の前記ブラック着色顔料を前記第2の出発材料が含んでいたならば、前記第2の出発材料の実質的な光重合を妨げるのに十分に厚い前記第2の出発材料の層から前記第2の接着剤層が製造され、前記第1の接着剤層が前記第2の接着剤層の正面に接着される、熱硬化性感圧接着剤テープ。

【請求項2】

前記第1の出発材料中の前記ブラック着色顔料含有率が前記第1の出発材料の少なくとも約0.125重量%であり、前記第2の出発材料中の前記ブラック着色顔料含有率が前

記第 1 の出発材料の 0 . 0 ~ 0 . 1 重量 % の範囲内である、請求項 1 に記載のテープ。

【請求項 3】

前記第 2 の接着剤層に接着されたミラーボタンまたはヒンジプレートと組み合わさっている、請求項 1 又は 2 に記載のテープ。